

表示・用語に関する規定

1. 目的

抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤、防カビ剤、抗ウイルス加工剤及び業務用除菌膜施工剤（以下、「加工製品等」という）に関わる用語の意味を明確にすると共に、加工製品等への表示に関する基準を定めることにより、加工製品等の利用者に必要な情報を提供することを目的とする。

2. 適用範囲

「品質と安全性に関わる自主基準」による。

3. 用語の定義

(1) 抗菌

製品の表面における細菌の増殖を抑制すること

(2) 防カビ

カビ等の真菌の発育を抑制すること

(3) 抗ウイルス

製品上の特定ウイルスの数を減少させること

(4) 除菌（JIS Z 2811 の定義）

対象物から生菌数を減少させること

(5) 業務用除菌膜施工

対象物から細菌を減少させるために塗工するコーティング液や塗料等に対して用いるカテゴリー名称

(6) 抗菌剤

抗菌機能を有する剤（または材料）

剤と材の使用区分

抗菌剤メーカーが販売する抗菌剤はすべて「剤」とし、2次加工品の抗菌マスターバッチ・抗菌ステンレス等は「材」とする。また、抗菌剤や抗ウイルス加工剤等を用いた抗菌（または／及び抗ウイルス）コーティング液は「コーティング材」とする。本規定では「剤」で代表して表現する。

(7) 防カビ剤

防カビ機能を有する剤

(8) 抗ウイルス加工剤

抗ウイルス機能を発現させる剤（物質）

(9) 業務用除菌膜施工剤

業務用除菌膜施工の機能を発現させる剤（物質）

(10) 無機抗菌剤

銀、銅、亜鉛等の金属およびこれら金属の無機化合物、並びにこれらの混合物を無機化合物に含ませた抗菌剤

(11) 有機抗菌剤

有機合成抗菌剤及び有機天然抗菌剤

(12) 無機防カビ剤

銀、銅、亜鉛等の金属及びこれら金属の無機化合物、並びにこれらの混合物を無機化

- 合物に含ませた防カビ剤
- (13) 有機防カビ剤
有機合成防カビ剤及び有機天然防カビ剤
- (14) 無機抗ウイルス加工剤
銀、銅、亜鉛等の金属及びこれら金属の無機化合物、並びにこれらの混合物を無機化合物に含ませた抗ウイルス加工剤
- (15) 有機抗ウイルス加工剤
有機合成抗ウイルス加工剤及び有機天然抗ウイルス加工剤
- (16) 無機業務用除菌膜施工剤
銀、銅、亜鉛等の金属およびこれら金属の無機化合物、並びにこれらの混合物を無機化合物に含ませた業務用除菌膜施工剤
- (17) 有機業務用除菌膜施工剤
有機合成業務用除菌膜施工剤及び有機天然業務用除菌膜施工剤
- (18) 有機無機混合抗菌剤
有機合成抗菌剤、有機天然抗菌剤、及びこれらと無機抗菌剤との混合物
- (19) 有機無機混合防カビ剤
有機合成防カビ剤、有機天然防カビ剤及びこれらと無機防カビ剤との混合物
- (20) 有機無機混合抗ウイルス加工剤
有機合成抗ウイルス加工剤、有機天然抗ウイルス加工剤及びこれらと無機抗ウイルス加工剤との混合物
- (21) 有機無機混合業務用除菌膜施工剤
有機合成業務用除菌膜施工剤、有機天然抗業務用除菌膜施工剤、及びこれらと無機業務用除菌膜施工剤との混合物
- (22) 抗菌メタル
抗菌機能を有する金属材料
- (23) 抗ウイルスメタル
抗ウイルス機能を有する金属材料
- (24) 抗菌加工製品
抗菌機能付与を目的として抗菌剤を使用して抗菌加工した製品をいい、最終製品、中間製品を問わない。但し、抗菌メタルは抗菌加工製品として取り扱うものとする。
- (25) 防カビ加工製品
防カビ加工を施した製品をいい、最終製品、中間製品を問わない。
- (26) 抗ウイルス加工製品
抗ウイルス加工を施した製品をいい、最終製品、中間製品を問わない。
- (27) 業務用除菌膜施工用塗材
対象物から細菌を減少させるために塗工するコーティング液や塗料等であり、それらを塗工することにより対象物の表面に膜を形成するもの。塗工した対象物は本製品には含まない。
- (28) 同等抗菌加工製品
材料・製造方法等および抗菌剤等の仕様（使用抗菌剤、加工方法、添加量範囲など）が同じで、形状等副次的な要素だけが異なる抗菌加工製品等
- (29) 同等防カビ加工製品

材料・製造方法等及び防カビ剤等の仕様（使用防カビ剤、加工方法、添加量範囲など）が同じで、形状等副次的な要素だけが異なる防カビ加工製品等

(30) 同等抗ウイルス加工製品

材料・製造方法等及び抗ウイルス加工剤等の仕様（使用抗ウイルス加工剤、加工方法、添加量範囲など）が同じで、形状等副次的な要素だけが異なる抗ウイルス加工製品等

(31) 同等業務用除菌膜施工用塗材

材料・製造方法等及び業務用除菌膜施工剤等の仕様（使用業務用除菌膜施工剤、その添加量範囲、製造方法など）が同じであり、業務用除菌膜施工機能に影響を及ぼさないその他の成分だけが異なる業務用除菌膜施工用塗材

(32) 化学物質

次の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）第 2 条第 1 項に従う。

元素または化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（放射性物質および次に掲げる物を除く。）をいう。

- ① 原子力基本法第 20 条に規定する放射性物質
- ② 毒物及び劇物取締法第 2 条 第 3 項に規定する特定物質
- ③ 覚せい剤取締法第 2 条 第 1 項に規定する覚せい剤および同条第 5 項に規定する覚せい剤原料
- ④ 麻薬取締法第 2 条 第 1 項に規定する麻薬

(33) 一般化学物質

化審法第 2 条第 7 項で定義された、以下の化学物質（優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質を除く）。

- ① 既存化学物質名簿に掲載された化学物質
 - ② 新規公示化学物質
 - ③ 旧第二種・第三種監視化学物質
- ※1.～3.については、優先評価化学物質等の指定を受けた物質を除く。
- ④ 優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質

(34) 安全性試験濃度

安全性試験を行ったときの「抗菌剤、防カビ剤、抗ウイルス加工剤または業務用除菌膜施工剤の濃度」であり、それらの製品（原体）を 100 重量%（基準）とした時の濃度。

(35) カビ抵抗性試験

防カビ製品のカビに対する抵抗性を見るための試験

(36) 耐久性試験済製品

製品区分ごとに定められた条件で耐久性試験を実施した製品

(37) ラベル等

加工製品等だけでなく、それに付属する包装箱、ラベル、取扱説明書など

(38) パンフレット等

加工製品等に関する技術資料、カタログ、パンフレット、新聞雑誌広告、TV コマーシャル等、加工製品等に関する情報を記載したすべての媒体

(39) 抗菌活性値

無加工製品と抗菌加工製品の表面における、細菌接種培養後の生菌数の常用対数値

の差

(40) 抗ウイルス活性値

抗ウイルス加工剤：対照試料（滅菌精製水）と抗ウイルス加工剤の、ウイルス接種所
定時間後のウイルス感染価の常用対数値の差

抗ウイルス加工製品：無加工製品と抗ウイルス加工製品の表面における、ウイルス接
種所定時間後のウイルス感染価の常用対数値の差

(41) 繰り返し減少値（業務用除菌膜施工用塗材の評価）

JIS Z 2811 に従う。（無加工試験片の生菌接種直後の生菌数の常用対数値と、繰り返
し操作を実施した加工試験片の 4 時間接触後の生菌数の常用対数値との差）

(42) 比較繰り返し減少値（業務用除菌膜施工用塗材の評価）

繰り返し操作を実施した無加工試験片の 4 時間接触後の生菌数の常用対数値と、繰り
返し操作を実施した加工試験片の 4 時間接触後の生菌数の常用対数値との差

4. 加工製品等に関する表示・用語について

自主登録した加工製品等については、加工製品等のラベル等に利用者が分かりやすい場
所に、次に掲げる事項を表示することを原則とする。なお、JIS 指定商品について産業
標準化法の定めるところによるものとする。

(1) 加工製品等の製造者名または販売者名

(2) 加工製品等の名称および品番

(3) 使用抗菌剤の種類・使用防カビ剤の情報・使用抗ウイルス加工剤の情報・加工方法・
加工部位記載及び貼付の方法は別に定める「SIAA マーク管理運用規定」に準ずる。

(4) 抗菌効果、防カビ効果または抗ウイルス効果を発揮持続させるための使用方法
取扱い上の注意、使用上の注意等で説明する。

(5) 抗菌加工「SIAA」マーク

抗菌加工「SIAA」マークには使用抗菌剤等の種類、抗菌加工方法、加工部位のうち
必要な事項を記載しなければならない。記載の方法は別に定める「SIAA マーク管理
運用規定」による。

(6) 防カビ加工「SIAA」マーク

防カビ加工「SIAA」には使用防カビ剤ポジティブリスト番号、防カビ加工方法、加
工部位のうち必要事項を記載しなければならない。記載の方法は別に定める「SIAA
マーク管理運用規定」による。

(7) 抗菌・防カビ加工「SIAA」マーク

抗菌・防カビ加工「SIAA」マークには SIAA 抗菌加工製品番号、SIAA 防カビ加工
製品番号、防カビ剤ポジティブリスト番号、防カビ加工方法、加工部位のうち必要
事項を記載しなければならない。記載の方法は別に定める「SIAA マーク管理運用規
定」による。

(8) 抗ウイルス加工「SIAA」マーク

抗ウイルス加工「SIAA」マークには使用抗ウイルス加工剤等の種類、抗ウイルス加
工方法、加工部位のうち必要な事項を記載しなければならない。記載の方法は別に
定める「SIAA マーク管理運用規定」による。

(9) 除菌膜施工用「SIAA」マーク

除菌膜施工用「SIAA」マークには、使用する業務用除菌膜施工剤の種類等の必要な
事項を記載しなければならない。記載の方法は別に定める「SIAA マーク管理運用規

定」による。

5. 加工製品等のパンフレット等に関する表示・用語について

- (1) 本会が定める表示・用語使用マニュアルによるものとする。
- (2) 日本では医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食品衛生法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、景品表示法などの法規制、海外では本会に自主登録された製品を製造販売する国・地域における関連法の規制を受けない表示・用語等とすること。
- (3) JIS 指定商品については、日本産業標準化法によるものとする。

6. 抗菌加工製品、抗ウイルス加工製品または業務用除菌膜施工用塗材に含有する抗菌剤、抗ウイルス加工剤または業務用除菌膜施工剤の物質名の表示について

抗菌加工製品、抗ウイルス加工製品または業務用除菌膜施工用塗材に使用している抗菌剤、抗ウイルス加工剤または業務用除菌膜施工剤の物質名および使用濃度を販促資料等（*1）へ表示する場合の方法について規定する。

(1) 物質名の表示

- 1) 抗菌加工製品、抗ウイルス加工製品または業務用除菌膜施工用塗材に使用する抗菌剤、抗ウイルス加工剤または業務用除菌膜施工剤の物質名は、「表 1」に従い大分類名および中分類名（系）で表示する。（*2）
- 2) 複数の抗菌剤、抗ウイルス加工剤または業務用除菌膜施工剤を含有する場合は、全ての抗菌、抗ウイルスまたは除菌成分の物質名を大分類名および中分類名（系）で表示する。（*3）
- 3) なお必要に応じ大分類名および中分類名以外に、化学名、一般名、略称等を併せて表示してもよい。

(2) 使用濃度の表示

- 1) 抗菌加工製品、抗ウイルス加工製品または業務用除菌膜施工用塗材中の抗菌剤、抗ウイルス加工剤または業務用除菌膜施工剤の使用濃度は表示しない。（*4）

(3) 実施の時期

- 1) 抗菌加工製品に関する本規定は平成 13 年 7 月 24 日以降に作成する販促資料等から順次実施する。抗ウイルス加工製品に関する本規定は 2019 年 4 月 1 日以降に作成する販促資料等から順次実施する。業務用除菌膜施工用塗材に関する本規定は 2022 年 4 月 1 日以降に作成する販促資料等から実施する。
- 2) 既に作成済みの抗菌加工製品に関する資料については平成 15 年 9 月まで使用を認め、それ以後は使用しない。

[注] *1：販促資料等とは、当該製品の説明用に作成されたカタログ、チラシ、パンフレット、SDS 等の製品本体に付属しない資料の類であって、製品本体と一体となったラベル、製品説明書、容器等は含まない。

*2：表示の例；有機合成抗菌剤（アルコール系）、有機合成抗ウイルス加工剤（アルコール系）

*3：表示の例；有機合成抗菌剤（アルコール系、フェノール系）
；無機抗菌剤（銀系）、有機合成抗菌剤（アルコール系）、有機天

然抗菌剤（テルペン系）、無機抗ウイルス加工剤（銀系）

*4：抗菌加工製品、抗ウイルス加工製品または業務用除菌膜施工用塗材中に含まれる抗菌剤、抗ウイルス加工剤または業務用除菌膜施工剤は、製品の使用目的あるいは加工法によってその存在場所が異なり濃度表示が不適当な場合がある。また必ずしも抗菌剤、抗ウイルス加工剤または業務用除菌膜施工剤濃度と効力とは相関していない。従って今回は個々の製品について抗菌剤、抗ウイルス加工剤または業務用除菌膜施工剤の使用濃度は表示しないこととしたが、改めて製品種類別の一般的な濃度範囲を調査し、参考資料としてホームページ等で広報する。

7. 防カビ加工製品に含有する防カビ剤の有効成分名の表示について

防カビ加工製品に使用している防カビ剤の有効成分名および配合濃度を販促資料等

（*1）に表示する場合の方法について規定する。

(1)有効成分名の表示

- 1)防カビ加工製品に使用する防カビ剤の有効成分名は、一般名を記載する場合には一般名または「抗菌剤・防カビ剤の分類」に従い選択した大分類名を記載する。（*2）
- 2)有効成分の化学名を記載する場合には化学名もしくは表 1 に従い選択した中分類名を記載するかまたは非開示とする（*3）

(2)使用制限の管理

防カビ加工製品に配合されるすべての防カビ剤は、「防カビ剤ポジティブリストに掲げる防カビ剤からのみ選定使用し、各防カビ剤の使用制限情報の条件を満足するものとする」とあり、最大可能配合量が安全要件として規定されている。

[注] *1：販促資料等とは、当該製品の説明用に作成されたカタログ、チラシ、パンフレット、SDS 等の製品本体に付属しない資料の類であって、製品本体と一体なったラベル、製品説明書、容器等は含まない。

*2：表示の例；有機合成防カビ剤

*3：表示の例；アルコール系
；テルペン系
；非開示

表 1：抗菌剤、防カビ剤、抗ウイルス加工剤、業務用除菌膜施工剤の分類

[大分類]	[中分類]
無機抗菌剤 無機防カビ剤 無機抗ウイルス加工剤 無機業務用除菌膜施工剤	銀系 亜鉛系 銅系 その他の無機系(*1)
有機合成抗菌剤 有機合成防カビ剤 有機合成抗ウイルス加工剤 有機合成業務用除菌膜施工剤	アルコール系 フェノール系 アルデヒド系 カルボン酸系 エステル系 エーテル系 ニトリル系 過氧化物系 ハロゲン系 ピリジン・キノリン系 トリアジン系 イソチアゾロン系 イミダゾール・チアゾール系 アニリド系 ビグアナイド系 ジスルフィド系 チオカーバメイト系 界面活性剤系 有機金属系 その他の有機合成系 (*1)
有機天然抗菌剤 有機天然防カビ剤 有機天然抗ウイルス加工剤 有機天然業務用除菌膜施工剤	テルペン系 糖質系 トロポロン系 エステル系 その他の有機天然系 (*1)
有機無機混合抗菌剤 有機無機混合防カビ剤 有機無機混合抗ウイルス加工剤 有機無機混合業務用除菌膜施工剤	— (*2)
抗菌メタル 抗ウイルスメタル	抗菌ステンレス 抗菌アルマイト 抗ウイルスステンレス 抗ウイルスアルマイト その他のメタル (*1)

(注) *1：その他の〇〇系に該当する場合、抗菌物質または抗ウイルス物質の化学名または一般名等を（ ）内に明記する。

*2：抗菌剤、抗ウイルス加工剤または業務用除菌膜施工剤は、有機または無機抗菌剤、有機または無機抗ウイルス加工剤、有機または無機業務用除菌膜施工剤の中分類名を表示する。

防カビ剤については 7. (1) 項の有効成分名に従って表示する。

機密保持レベル D

制定：平成 10 年 6 月 24 日

改訂：平成 11 年 6 月 2 日

改訂：平成 13 年 6 月 22 日

暫定改訂：平成 13 年 7 月 24 日

暫定改訂：平成 13 年 8 月 22 日

暫定改訂：平成 19 年 9 月 21 日

改訂：平成 20 年 5 月 19 日

改訂：平成 25 年 5 月 10 日

暫定改訂：平成 26 年 9 月 18 日

改訂 2019 年 3 月 26 日

(抗ウイルス加工製品の運用は、ISO 21702 の発行後とする)

改訂：2021 年 12 月 14 日

(業務用除菌膜施工用塗材の登録は 2022 年 4 月 1 日から運用する)

改訂：2023 年 5 月 29 日

(抗ウイルス加工剤及び抗ウイルス加工製品(シェーク法)の登録は 7 月 1 日から運用する)